

認定職業訓練助成事業費

職業訓練の全体像(職業能力開発施設関係)

離職者の能力開発

国・県が責務

訓練の実施主体

国

- 公共職業能力開発施設を設置する
- 主に高度なものづくり分野における職業訓練を実施
・厚労省令で定める基準に従って訓練を実施

国

訓練の実施主体

県

- 公共職業能力開発施設を設置する
- 地域企業や地場産業の需要等に応じた多様な訓練を実施
・条例(厚労省令を参酌)で定める基準に従って訓練を実施

県

国

在職者の能力開発

事業主が一次的な責務

国・県は必要な援助等

訓練の実施主体

事業主

認定職業訓練

- 職業能力開発施設を設置することができる
- 自らの需要に合う技能、技術、知識に関する訓練を実施
・厚労省令で定める基準に適合する訓練を実施することができる

知事が認定

認定施設: 1,106施設
(うち補助対象施設: 590施設)
—平成27年度—

※先生は、職業訓練指導員又は講師(訓練に必要な技能について指導能力を有する者(教員免許又はそれに準ずる公的資格を有する者が原則))。

※訓練生は在職者(雇用保険被保険者)が原則(就業を前提とした訓練日程等のため、未就職卒業者等の訓練受講は極めて稀)。

県

国

事業の趣旨等

認定職業訓練とは

- 認定職業訓練は、事業主等が雇用する労働者に対して行う職業訓練のうち、事業主等の申請により、都道府県知事が職業能力開発促進法に定める基準に適合するものであると認定したものの。
(職業能力開発促進法第13条、第24条)

認定職業訓練助成事業費の狙い

- 当該助成事業費は、標準化しやすい技能に関する職業訓練(転職が容易なため職業訓練実施企業による利益回収が見込みづらいもの)など、とりわけ経営資源に限界のある中小企業が躊躇しがちな職業訓練を支援するもの。
- 都道府県は、地場のものづくり技能の継承、地域社会の社会資本の造成・維持などにつながる地域の人づくりを行うもの。
- 国も、都道府県が行う地域の人づくりが、我が国経済社会全体の発展に資することから、その一定額を補助するもの。

補助対象は、中小企業事業主等

※ 事業主等

事業主、事業主団体、職業訓練法人、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合等

・認定職業訓練の認定事務等は、都道府県の裁量(自治事務)。

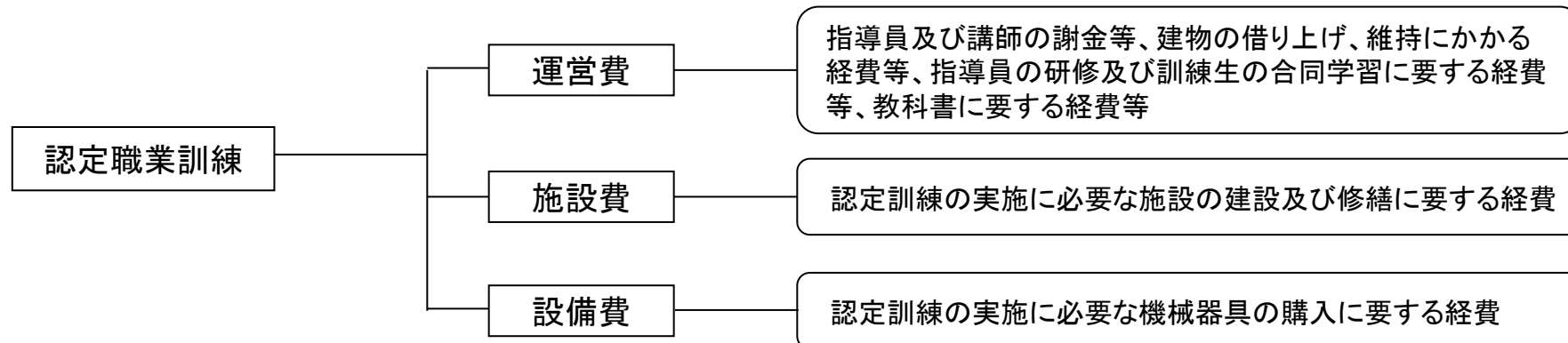
・各都道府県は、雇用対策、産業政策等の方針、財政状況等を勘案して、助成対象とする職業訓練校を選定。

認定職業訓練助成事業費補助金等

- 認定職業訓練を行う中小企業事業主等を対象に、助成(2/3を上限)を行う都道府県に対し、国がその1/2を補助。(運営費、施設費、設備費)

※構成員が2都道府県以上(3都道府県以上の労働者)にわたる中小企業事業主団体の認定職業訓練の運営に要する経費については、広域団体認定訓練助成金として国が1/2(全国団体2/3)を助成。

補助対象の分類

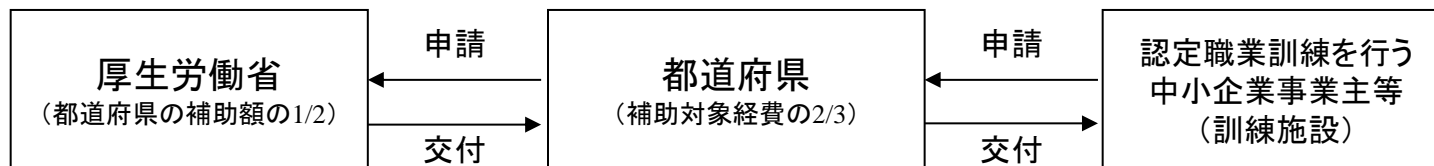


補助の体系

※都道府県は、訓練施設の支出に対して、都道府県の要綱に沿って補助対象経費として認められるかを審査(年3回)。国は、都道府県が行った審査を確認(年2回)の上、国の要綱に沿って補助対象経費として認められる経費に対してその1/2を交付。

※交付先である訓練施設に対しては、都道府県、国がそれぞれ監査。

(間接補助)



認定職業訓練の状況

中小企業事業主や中小企業事業主の団体等が行う認定職業訓練を支援することにより、中小零細企業における人材育成を促し、技能の継承、ものづくり産業等の振興を図る。

職業訓練校 ①

「めっき科」

- 普通職業訓練 普通課程

「現場での即戦力」をモットーに、ものづくり現場での実務知識や経験豊富な講師陣により、厚さ、硬さ、耐食試験など「実務教育訓練」を取り入れた基礎から応用までのカリキュラムにより、めっき技術者を養成。

- 訓練期間 1年間
- 訓練時間 1,415時間
- 訓練定員 40名



職業訓練校 ②

「建築施工系とび科」

- 普通職業訓練 普通課程

建設現場での鳶・土木工事の重要性を自覚し、架設工事を「施工計画」「施工管理」「自主的施工」と一貫して行うことを目指し、各部門で活躍できる架設技能工を育成。

- 訓練期間 1年間
- 訓練時間 1,600時間
- 訓練定員 10名



職業訓練校 ③

「配管科2級技能士コース」

- 普通職業訓練 短期課程

給水装置工事主任技術者等、単に座学講義だけでなく、配管の基礎技術の習得並びに技能の伝承を目的とし、基本実習と施工実習の2部編成で実践的な実技講義を実施。

- 訓練期間 6カ月間
- 訓練時間 300時間
- 訓練定員 40名



＜認定の対象となる主な職業訓練の種類＞

職業訓練の種類	長期間の訓練課程 原則として1年 1,400時間以上	短期間の訓練課程 6ヶ月以下 12時間以上
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程 応用課程	専門短期課程 応用短期課程

認定訓練校、都道府県、国の負担割合

○ 補助単価の引上げ(27年度)

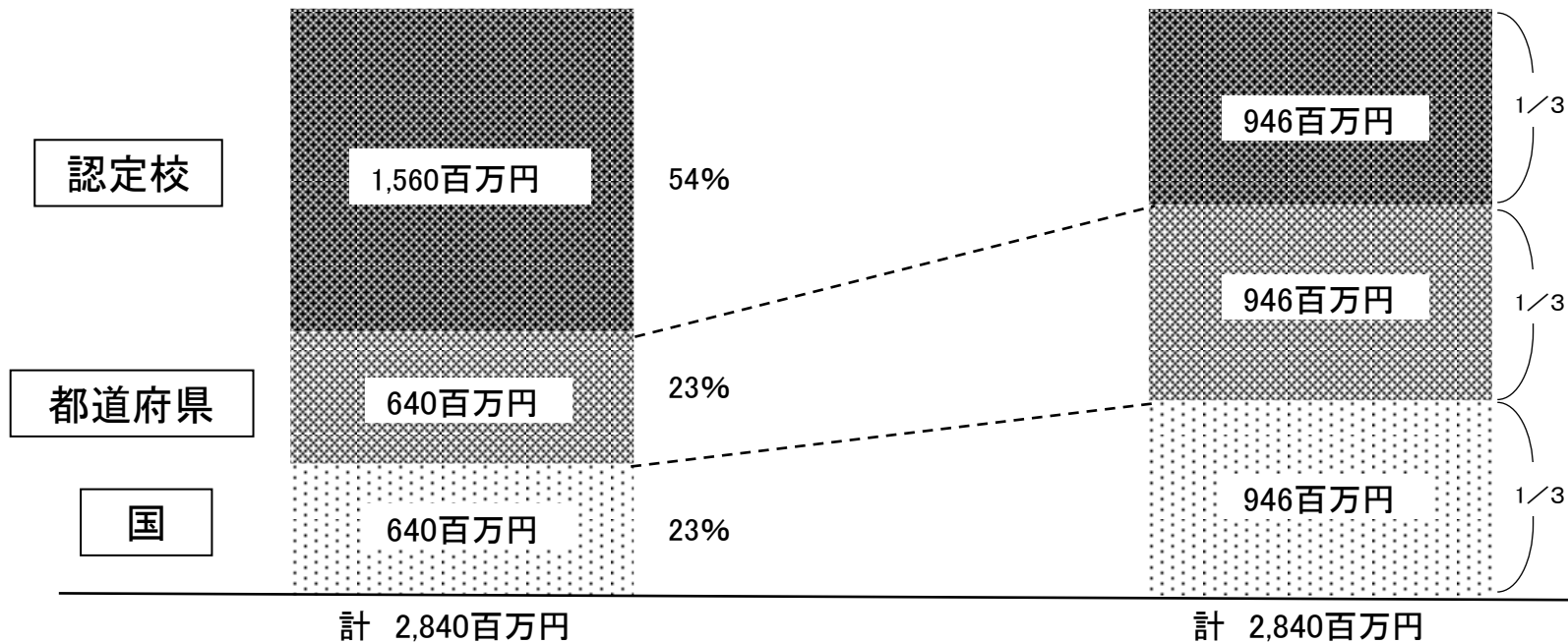
・認定訓練施設、都道府県、国が各1/3負担するという前提のところ、訓練施設の負担が増加したため、補助対象基準単価を見直し、本来の負担額の水準まで補助対象基準単価を引上げた(平成27年度)。

<長期課程の単価引上げ例>

固定費 1,238千円 → 1,631千円 1人当たり経費 68千円 → 69千円

平成25年度実績

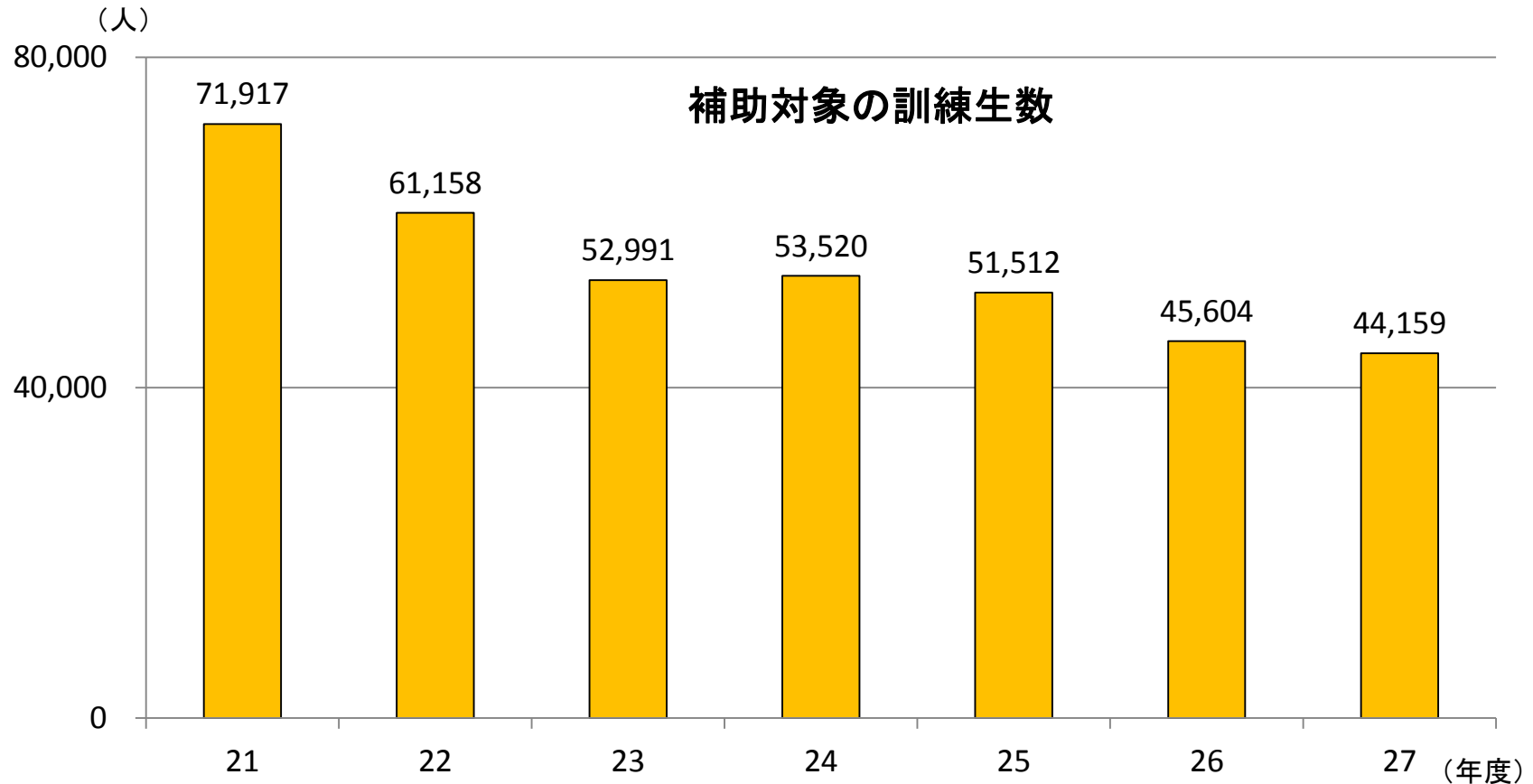
本来の負担額(割合)



補助対象訓練生数の推移

補助対象の訓練生数は減少傾向。

- 21年度以降、雇用情勢の改善により、建設業、金属・機械加工等製造業等において人材確保に苦慮。
- 特に、補助対象となる中小企業においては、若年人材の採用が困難となり、結果として、訓練生数が減少。



補助金に係る課題への対応

1 予算執行率について

<認定職業訓練・全国団体等認定職業訓練別の執行率等>

補助単価の引上げとともに
過去3年間の訓練生数等の
実績を基に予算額を設定



上段：全体額 内訳 中段(①)：認定職業訓練額 下段(②)：全国団体等認定職業訓練	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額	825百万円 (①771百万円) (②54百万円)	950百万円 (①890百万円) (②60百万円)	1,251百万円 (①1,150百万円) (②101百万円)	1,214百万円 (①1,080百万円) (②134百万円)
執行額	760百万円 (①706百万円) (②54百万円)	778百万円 (①719百万円) (②59百万円)	904百万円 (①832百万円) (②72百万円)	—
執行率	92% (①92%) (②100%)	82% (①81%) (②98%)	72% (①74%) (②71%)	—



- 補助単価を引き上げたものの、当該単価を据え置く等の県がみられたこと
 - 訓練生が減少する中、過去3年間の訓練生数をベースとしたこと
- ➡ 過大な予算額となり、執行率が低下

見直しの方向

- 各都道府県の補助実績(補助割合)に、直近の訓練生数の訓練科ごとの増減推移を加味すること等により、より適正な予算規模を算定することとする。

補助金に係る課題への対応

2 認定職業訓練の成果目標(アウトカム指標)について

当該訓練の受講による技能向上等の成果を測る観点から、技能検定等の合格率を設定。

アウトカム指標

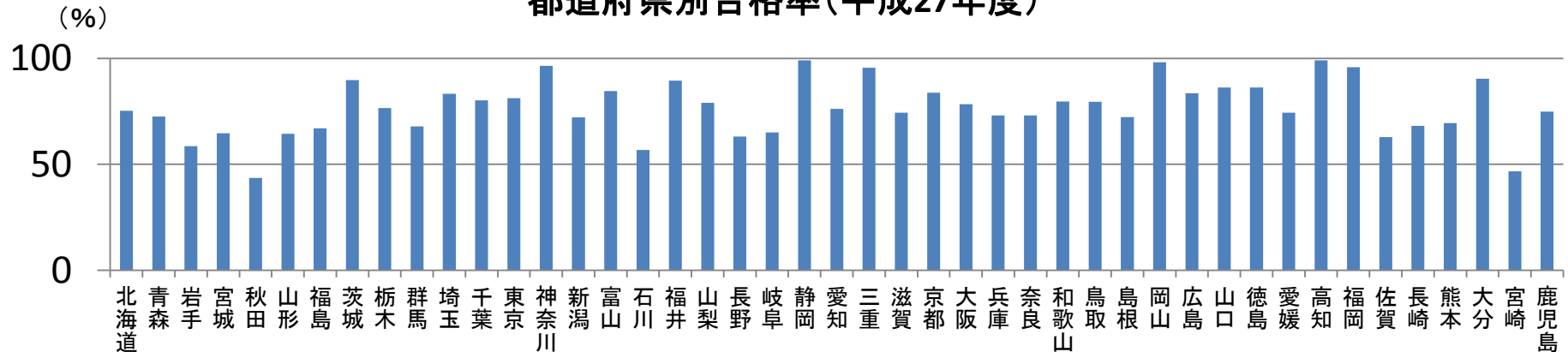
合格率



	25年度	26年度	27年度
実績	83.2%	81.5%	87.0%
目標値	75%	80%	82%

※合格率:補助対象の訓練生が受けた技能検定等(訓練に密接に関連するものに限る)の合格率。

都道府県別合格率(平成27年度)



(注) 合格率には、訓練科に係る技能検定、公的資格等が含まれる。

このため、例えば技能検定に係る訓練科が多い訓練校が多数存在する都道府県は、合格率が低くなる場合がある。

また、技能検定、公的資格などは、訓練修了後に、改めて受検するため、必ずしも全員が受けない場合がある。

＜試験の種類別 合格率＞

種類	受験者数	合格者数	合格率
技能検定	3,527	1,761	61.2%
その他の公的資格	7,311	5,353	78.2%
技能照査	964	747	95.5%
修了試験等	25,056	24,827	97.9%
合計	36,858	32,688	91.1%

(注)技能検定等は、訓練修了後に改めて受験するため、必ずしも全員が受けない場合がある。

▪技能検定を例にとっても、職種等で合格率には差異がみられる。

技能検定 職種別 平均合格率 (平成26年度)		
	1級	2級
建築板金	48.6%	49.5%
建築大工	38.6%	37.0%
畳制作	57.4%	70.1%
配管	46.5%	46.9%
建設機械整備	44.8%	57.7%
ビルクリーニング	51.4%(単一等級)	

※認定訓練校修了者を含む受験生全体の合格率

認定訓練校別 技能検定 合格率(平成27年度)
＜具体例＞

●技能検定 建築板金2級

A訓練校	50.0%
B訓練校	55.6%
C訓練校	83.3%

●技能検定 建築大工1級

D訓練校	28.6%
E訓練校	57.1%
F訓練校	33.3%

●技能検定 ビルクリーニング(単一等級)

G訓練校	69.9%
H訓練校	96.3%
I訓練校	93.8%

見直しの方向

- ・各県に対して、訓練校毎のアウトカム指標の目標設定を求める。(県は、各校の訓練科等を考慮して設定)
- ・国は、その目標及びレベルについて、地域の実情を尊重しつつ、全国的な視点(合格率の全国平均等)から助言・指導。
- ・県は、実績が大幅に目標を下回る訓練校に対しては、一定期間の改善計画の提出を求め、国に報告。
- ・国は、県による当該改善計画の遂行管理状況を管理し、必要に応じ助言・指導。
- ・県における目標設定の在り方、国の助言指導の在り方についても、実施状況を踏まえ不断の見直し。